

16 学校経営目的の法人の財産取得登録税免除方に付大蔵省

回答  
〔昭和二年三月〕

発実八四号  
定決裁  
八月七日  
文書課長  
送 発  
八月七日  
起案者  
須川

(注記1)

大正十五年七月十五日起案

実業学務局長 (武部)

各課長

(大野)

(清水)

(水口)

(岡田)

普通学務局長 (關屋)

庶務課長

(山川)

(藤見)

(吉田)

専門学務局長 (栗屋)

学務課長

(菊池)

(赤間)

(木畑)

(樋口)

(注記2)

次官 (杉浦)

(伊東)

(高橋)

(小菅)

(三)

(注記3)

大臣 了  
政務次官 (田中)  
参与官 不在

案

文部次官

大蔵次官宛

学校経営ヲ目的トスル社団又ハ財団法人設立ノ場合財産  
権取得登記ノ登録税免除ニ関スル件

民法第三十四条ニ依リ設立シタル社団又ハ財団法人カ寄附行為  
ニ因リ不動産所有権ヲ取得シタル場合ハ登録税法第二条第三号

(下 札)

但書ニ依リ其価格ノ千分ノ三十二相当スル登録税ヲ〔其他ノ財産権ヲ取得シタル場合モ夫々法定ノ登録税ヲ〕納メサルヘカラス然ルニ私立学校ヲ経営スル場合ニ於テ其目的ヲ完全ニ遂行セシムルニハ民法第三十四条ニ依リ公益法人ト為スヲ教育上最モ適當ト認メ本省ニ於テモ極力之ヲ奨励シツ、アルニ不拘学校経営ヲ目的トスル法人〔カ〕〔ハ〕其事業ノ性質上〔多額ノ資金ヲ要シ殊ニ〕校舎寄宿舎敷地運動場実習地等ノ不動産ヲ闕クヘカラルサル要件トナスヲ以テ從ツテ多額ノ登録税ヲ要シ為ニ斯種法人ヲ設立セントスル者又ハ私人経営ノ学校ヲ法人ト為サントスル者カ等シク之ニ躊躇スルノ現状ニ在リ如斯ハ教育事業奨励上遺憾不尠ヲ以テ民法第三十四条ニ依リ設立シタル学校経営ヲ目的トスル社団又ハ財団法人ノ寄附行為ニ因ル不動産〔及其他ノ財産権〕〔所有権〕取得登記ノ登録税ヲ免除スル様登録税法ヲ改正相成度

蔵税第六九二号

昭和二年三月二十二日

各課長

(大野) (河原)

(久保)

(須川)

大蔵次官 田 昌

(注記7) 実業学務局長 花押 (武部)

文部次官 松浦鎮次郎殿

次官 (松浦)

(窪田)

(大庭)

(川見)

(野)

登録税施行規則中改正勅令案別紙ノ通り閣議提出致置候ニ付若

シ本件ニ関シ御意見有之候ハ法制局マテ御申出相成度

普通学務局長 (武部)

専門学務局長 (粟屋)

(注記9)

登録税法施行規則中左ノ通改正ス

第四条 同一債権ノ為ニ先取特権、質権又ハ抵当権ニ関シ種類ヲ異ニスルニ以上ノ登記登録ヲ受クル場合ニ於テ 各登記登録官庁ニ於テ受クル登記登録ニ付テハ債権金額ヨリ既ニ登記登録ヲ受ケタルモノノ価格ヲ控除シタル残額ヲ以テ債権金額ト看做シテ登録税ヲ徴収ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ登記登録中ニ登録税法第三条ノ五又ハ第三条ノ六ニ該当スルモノト其ノ他ノモノトヲ包含シタルトキハ先ツ其ノ他ノモノノ登記登録ニ付登録税ヲ徴収ス

前二項ノ規定ニ依リ登録税ヲ徴収シタルトキハ登記登録官吏ハ登記登録ヲ申請スヘキ登記登録官庁ノ数ニ応シ課税額ヲ記載シタル受領証ヲ申請人ニ交付スヘシ但シニ以上ノ受領証ヲ交付スルトキハ各通ニ番号ヲ付スヘシ

第四条ノ二 前条ノ規定ニ依リ登録税ヲ納付スヘキ場合ニ於テ登記登録ヲ申請スルトキハ申請書ニ前条第三項ノ受領証ヲ添付スヘシ

第五条 左ノ場合ニ於ケル個人ノ土地所有権ノ取得ノ登記ニハ登録税法第十九条第八号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス

一 自作農ノ創設維持事業ニ関スル国庫補助金ノ交付ヲ受ケ

(山川) (廣川) (菊池) (岡田) (丸岩) (赤間) (大野)

(注記6) (注記5) (注記4)

テ行フ北海道府県市町村、産業組合又ハ産業組合聯合会ノ  
施設ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

二 自作農創設維持ノ為前号ノ国庫補助金ノ交付ヲ受ケテ行  
フ場合ト同様ノ条件ヲ以テ行フ北海道府県ノ施設ニ依ル個  
人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

第五条ノ二ヲ第五条ノ五トス

第五条ノ二〔前条ニ規定スル〕北海道府県市町村、産業組合又

ハ産業組合聯合会〔カ前条ニ規定スル自作農ノ創設維持事

業ノ為ニスル〕ノ抵当權ノ取得ノ登記又ハ土地所有權ノ取得  
ノ登記ニハ登録税法第十九条第九号又ハ第十二号ノ規定ニ依  
リ登録税ヲ免除ス

第五条ノ三 左ニ掲クル住宅又ハ住宅用地ニ付産業組合員又ハ

住宅組合員カ其ノ所属組合ヨリノ權利ノ取得ノ登記ニハ登録  
税法第十九条第十一号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス

一 住宅ハ一組合員ニ付一戸ニシテ家屋各階ノ坪数ノ合計ニ  
十五坪以下ノモノ

二 住宅用地ハ五十坪以下ノモノ

(注記10)

第五条ノ四 学校経営ヲ目的トスル法人ノ左ニ掲クル土地、建  
物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニハ登録税法第十九  
条第十四号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス

一 校舎、寄宿舎、図書館其ノ他保育又ハ教育上必要ナル附  
属建物

二 前号ニ規定スル建物ノ敷地並運動場、実習用地其ノ他直  
接ニ保育又ハ教育ノ用ニ供スル土地

第六条中「第十九条ノ三」ヲ「第十九条ノ五」ニ改ム  
第七条及第八条中「第十九条ノ七」ヲ「第十九条ノ九」ニ改ム

附則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ係ル土地台帳ノ登録ニ対スル登録税ニ付テハ仍従  
前ノ例ニ依ル

(注記1)

「官会九二号關係」

(注記2)

「回付月日／7月15日 普／7月24日 専門」

(注記3)

「二」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「(文部省 昭和2・3・22 官会〔24〕〔59〕号」  
(抹消)

(注記5)

「供覧」

(注記6)

「文部省 発実84号 2年3月26日」

(注記7)

「裁決定 4月6日」

(注記8)

「記録掛 2・5・7 受領」

(注記9)

「完結」

(注記10)

[○]

(下札)

〔有原〕類別 つ三ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 大蔵省へ〔依頼〕

〔加筆〕〔照会〕 学校経営目的ノ法人ノ財産取得登録税免除方 〔抹消〕大蔵省

送付 登録税施行規則中改正勅令案 / 番号 発実八四 / 結了年

月日 昭二、三 / 保存年限 ムキ / 枚数 5

〔自大13年至昭22年 法人総規〕  
〔文部省⑨ 3A.32—7.2507〕